

応じて、適切な構造を有すること。

- 五 背高コンテナを積載したセミトレーラー連結車、モビルクレーン等の特殊な車両の通行が想定される場合にあっては、当該車両の安全な通行が確保できるよう、建築限界が適切に設定されていること。
- 六 耐震強化施設等に接続する道路にあっては、レベル二地震動の作用後に当該施設に求められる機能が確保できるよう、適切に配置されていること。
- 七 道路の構造、場所及び設備に関し前号までに定めのない事項については、港湾で発生する交通の特性に応じ、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の規定に準じていること。

**（水底トンネルの性能規定）**

**第七十八条** 水底トンネルの性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶の投錨及び走錨、波浪及び水の流れによる洗掘等に対して、部材の健全性及び構造の安定性を確保できるよう、適切な材料によって所要の厚さで被覆されていること。
  - 二 安全かつ円滑に利用できるよう、所要の管理設備を有すること。
  - 三 主たる作用がレベル二地震動及び火災による火熱である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。
- 2 前項に規定するもののほか、沈埋トンネルの性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。
- 一 主たる作用が自重である永続状態に対して、基礎地盤の支持力不足による破壊の生じる危険性が限界値以下であること。
  - 二 主たる作用が土圧である永続状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
  - 三 主たる作用が水圧である変動状態に対して、沈埋函、換気所及び立坑の浮き上がりの生じる危険性が限界値以下であること。
  - 四 主たる作用がレベル一地震動である変動状態に対して、部材の健全性及び沈埋函、換気所、立坑、継手部等の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

**（駐車場の性能規定）**

**第七十九条** 第七十七条第一号及び第五号の規定は、駐車場の性能規定について準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、駐車場の性能規定は、当該施設及びその周辺の利用状況等に応じて、駐車場の規模、配置等が適切に設定されていることとする。

**（橋梁の性能規定）**

**第八十条** 橋梁の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 技術基準対象施設等の上部空間を横断する場合にあっては、それぞれの施設の安全かつ円滑な利用に支障を及ぼさないよう、橋脚、橋げた等が設置されていること。
- 二 船舶の衝突による橋脚及び橋げたの損傷を防止するよう、必要に応じて、防衝設備が設置されていること。
- 三 主たる作用が船舶の衝突である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

**第六章 荷さばき施設**

**（荷さばき施設）**

**第八十一条** 荷さばき施設の要求性能に関し省令第四十四条の告示で定める事項は、次条から第八十四条までに定めるとおりとする。

**（荷役機械の性能規定）**

**第八十二条** 荷役機械の性能規定は、荷役機械の形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

- 一 対象船舶、貨物の種類及び量、係留施設の構造及び荷役の状況に応じて、適切に配置され、かつ、所要